

平成28年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名		婦人保護事業費補助金		担当部局庁	雇用均等・児童家庭局			作成責任者	
事業開始年度	昭和22年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	家庭福祉課			川鍋 慎一	
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	売春防止法第40条第2項 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第28条第2項			関係する計画、通知等	・人身取引対策行動計画2014 (犯罪対策閣僚会議(平成26年12月16日)決定) ・配偶者からの暴力及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針 (平成20年1月11日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)				
主要政策・施策	少子化社会対策、男女共同参画			主要経費	社会保障				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に3行程度)	「売春防止法」(昭和31年法律第118号)に基づく、売春の未然防止と要保護女子等の更生保護を図ること、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「DV法」という。)に基づき、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	売春防止法に基づく要保護女子等の收容保護及びDV法に基づくDV被害者の保護等を都道府県が行う場合に要する経費の補助を行う。 ・実施主体 : 都道府県 ・補助率 : 5/10								
実施方法	補助								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求		
		補正予算	-	14	14	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	1,190	1,235	1,252	1,267	1,277		
	執行額	1,142	1,133	1,108	-	-			
執行率(%)	96%	92%	88%	-	-				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
	-	-	-	成果実績	-	-	-	-	-
	-	-	-	目標値	-	-	-	-	-
	-	-	-	達成度	%	-	-	-	-
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由	定性的な成果目標と25~27年度の達成状況・実績							
	当該経費は、婦人保護施設の運営経費であり、保護の対象者に応じて、当然必要となる経費であるため、目標値の設定には馴染まない。	DV被害者など、要保護女子等の收容保護の推進を図ること。平成25~27年度において、「売春防止法」に基づく、要保護女子等の更生保護及び「DV法」に基づく、配偶者からの暴力被害者等の收容保護等に寄与している。							
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標	単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 28 年度	
	DV被害者など、要保護女子等の收容保護を実施するために、適切に予算を執行すること。	執行率(執行額/予算額)	実績	百万円	1,142	1,133	1,108	-	-
			目標値	百万円	1,190	1,235	1,252	-	1,267
			達成度	%	96	92	88	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	入所人員	活動実績	人	909	929	846	-		
		当初見込み	人	854	845	845	843		
単位当たりコスト	算出根拠		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	単位あたりコスト=X/Y		単位当たりコスト	円	1,256,125	1,220,107	1,309,115	1,502,591	
	X:「当該年度執行額(円)」 Y:「当該年度入所人員数」		計算式	X/Y	1,141,817.9 10 /909	1,133,479.6 06 /929	1,107,511.4 46 /846	1,266,684,000 /843	
平成28・29年度予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由					
	婦人保護事業費補助金	1,267	1,277	・社会保険料事業主負担率の改定に伴う増 ・地域手当率の改定に伴う増 等					
	計	1,267	1,277						

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること(Ⅵ-3)								
	施策	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること(Ⅵ-3-1)								
	測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度	
		実績値	-	-	-	-	-	-	-	
		目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
	売春防止法に基づく要保護女子等の收容保護及びDV法に基づく暴力被害者の保護等を都道府県が行う場合に要する経費の補助を行うことにより、支援の実施、体制整備等の促進を図るものである。									
	経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	改革項目	分野:	-						
		(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
			成果実績	-	-	-	-	-	-	-
目標値			-	-	-	-	-	-	-	
達成度			%	-	-	-	-	-	-	
(第二階層) KPI		KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
		成果実績	-	-	-	-	-	-	-	
		目標値	-	-	-	-	-	-	-	
		達成度	%	-	-	-	-	-	-	
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係										
-										

事業所管部局による点検・改善

項目	評価	評価に関する説明
事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	本事業の目的は、売春防止法やDV法に基づく、DV被害者等の收容保護に必要な経費を負担するものであり、DV被害者等の身体・生命に関わる重要な施策であることから、国が負担する必要がある。
地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	売春防止法に基づき、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を補助すると規定されており、また、DV被害者等の收容保護に必要な経費であり、DV被害者等の身体・生命に関わる施策であることから重要性が高く、国が実施すべき事業である。
政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	売春防止法やDV法に基づく、DV被害者等の保護に必要な経費であり、DV被害者等の身体・生命に関わる施策であることから、優先度が高い事業である。
競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	
一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
受益者との負担関係は妥当であるか。	○	売春防止法に基づき、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を補助するものであり、適正なものである。
単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	婦人保護に要する必要な経費を補助するものであり、国として妥当な水準を設定している。
資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	売春防止法に基づき、国「5/10」、都道府県「5/10」を補助するものであり合理的なものである。
費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限られているか。	○	交付要綱において、婦人保護施設の運営に必要な経費を限定している。
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	単位当たりコストが予定を下回ったことから、執行率が88%となったものである。
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-	

事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	平成27年度において予算額1,252百万に対して、実績額が1,108百万であり、執行率が約88.5%であることから、ほぼ見込みどおりとなっている。				
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-				
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	平成27年度において、当初見込み845人に対して、入所人員が846人であることから、ほぼ見込みどおりとなっている。				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-				
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	婦人保護事業費補助金は、売春防止法に基づく要保護女子等の収容保護及びDV法に基づくDV被害者の保護等を都道府県が行う場合に要する経費の補助を行うものである。婦人相談所運営費負担金や婦人保護事業費負担金とは事業内容、費目、使途が異なっており、適切な役割分担がなされている。				
	所管府省・部局名	事業番号		事業名			
	雇用均等・児童家庭局	650		婦人相談所運営費負担金			
	雇用均等・児童家庭局	651	婦人保護事業費負担金				
点検・改善結果	点検結果	本事業は、売春防止法及びDV法、人身取引対策行動計画に基づき、都道府県が、要保護女子等の婦人保護施設への収容保護及び、DV被害者の保護等に要する費用を補助するものであり、DV被害女子等の身体・生命に関わる重要な事業である。 予算の執行率は、平成25年度 96.0%、平成26年度 91.9%、平成27年度88.5%と高い割合で推移しており、また入所人員においても、平成25年度909人、平成26年度929人、平成27年度846人という実績があり、今後も要保護女子等の保護を継続するために、平成29年度以降も引き続き本事業を実施していく必要がある。					
	改善の方向性	今後においても、当初見込みと活動実績に乖離がでないよう留意し、継続して事業を実施していく。					
外部有識者の所見							
点検対象外							
行政事業レビュー推進チームの所見							
改善内容	不用額については、要因を分析し必要に応じて予算に反映させること。その上で、執行率の改善を図ること。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
現状通り	不用額については、地方公共団体からの交付申請額が当初の見込みを下回った等の要因があるが、毎年、入所状況等について各自治体に調査をした上で、予算要求に反映しているものであり、引き続き、当初見込みと活動実績に乖離が生じないよう努めていく。						
備考							
関連する過去のレビューシートの事業番号							
平成22年度	396	平成23年度	355	平成24年度	303		
平成25年度	664	平成26年度	668	平成27年度	679		
資金の流れ (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位:百万円)	※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。						
	<pre> graph TD A[厚生労働省 1,108百万円] -- "【補助】" --> B["A. 都道府県(47か所) 1,108百万円 【婦人保護施設への支弁】"] B -- "【支弁】" --> C["婦人保護施設(97か所) 1,108百万円 【婦人保護施設の運営事業の実施】"] </pre>						

